

【別紙 1】

学習用端末等利用上の注意

大泉町教育委員会

- 1 利用者は学習用端末等の貸与を受けた時から返却するまでの間、保管管理などを適切に行い、運搬や使用にあたっては大切に扱うものとします。
- 2 学習用端末等の利用にあたっては、利用者は次に掲げる行為をしてはいけません。
 - (1)学習用端末等を他者に利用させ、また転貸すること。
 - (2)学習用端末等を売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3)学習用端末等を学習活動、家庭との連絡以外に利用しないこと。
 - (4)学習用端末等を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
- 3 利用者は校長から指示があった場合は、その指示に従うものとします。
- 4 学習用端末の利用に係る下記の費用は、利用者の負担とします。
 - (1)家庭に持ち帰ったときの学習用端末の充電及び給電に要する費用
 - (2)学校が提供する Wi-Fi 環境以外の環境において通信に要する費用
- 5 利用者は、学習用端末等を紛失又は損傷したときは、直ちに学校（担任等）に連絡してください。
- 6 利用者の故意又は重大な過失により、学習用端末等を紛失したり損傷を及ぼしたりした場合には、学習用端末等の現状に復する費用は、利用者の負担となることもあります。
- 7 利用者は、学習用端末等の利用にあたり、他者に対して被害や悪影響を与える行為等、利用者の責に帰すべき理由により本町又は第三者に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負うことになります。
- 8 校長及び本町は、校長又は本町の意図に反する学習用端末等の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負いません。
- 9 利用者は卒業前に学校が定めた返却予定日までに、学習用端末等を返却してください。
- 10 貸与期間中であっても、学習用端末等の管理において特別な事情が生じたときは、貸与を中止することがあります。
- 11 盗難や紛失時など緊急時には、校長が学習用端末等の位置情報を取得することがあります。
- 12 利用者の保護者は、本貸与条件に基づき、利用者が負担する一切の責務について連帯して保証することとします。
- 13 その他、学習用端末等の利用に際しては、校長の指示に従うものとします。